

2019年度

福祉貸付事業 融資のごあんない



地域における
民間の社会福祉施設の
基盤整備を支援します！

1 福祉貸付事業の概要

特別養護老人ホーム、保育所や障害のある方を支援する施設などの社会福祉施設を整備する際に、必要となる建築資金等を「長期・固定・低利」でご融資いたします。

また、介護基盤の緊急整備、待機児童解消のための保育所整備、社会福祉施設の耐震化整備、都市部や借地における介護基盤の整備、東日本大震災等に係る被災地の復興のための整備など、様々なニーズに対応する融資メニューを提供し、地域における民間の社会福祉施設の基盤整備を支援いたします。

《地域社会を取り巻く環境》



「小回りのきく福祉・医療支援の専門機関」として
地域における民間の社会福祉施設の基盤整備を支援します！

特徴 ① 「長期・固定・低利」の資金を安定的に供給

特徴 ② 豊富な融資実績に基づき専門的な相談を実施

特徴 ③ 国の政策に応じた優遇融資のメニューを提供

特徴 ④ 融資実行後におけるきめ細やかなフォローアップ

概要

- 名称 独立行政法人福祉医療機構（英語表記：WELFARE AND MEDICAL SERVICE AGENCY）
- 所在地 （本部）東京都港区虎ノ門4丁目3番13号（ヒューリック神谷ビル9階）
（大阪支店）大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号（イトウビル3階）
- 設立 平成15年10月1日
- 根拠法 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）
- 主管省庁 厚生労働省

沿革



2 融資の対象

融資の対象施設・事業			融資を受けられる方		取扱区分	
			直接貸付	代理貸付		
高齢者福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ●特別養護老人ホーム ●養護老人ホーム ●ケアハウス ●老人介護支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模多機能型居宅介護事業所 ●老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを含む） ●認知症高齢者グループホーム ●老人短期入所施設 ●複合型サービス福祉事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）等 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●医療法人 ●一般社団（財団）法人 ●営利法人・NPO法人等 	○		
	<p>＜次に掲げる施設・事業であって借入申込金額が 3.5 億円以下のもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小規模多機能型居宅介護事業所 ●老人短期入所施設 ●老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを含む） ●認知症高齢者グループホーム ●複合型サービス福祉事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）等 				○	
児童福祉分野及び母子・父子福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所 ●障害児通所支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模保育事業 ●放課後児童健全育成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人 	○		
	<ul style="list-style-type: none"> ●幼保連携型認定こども園 		<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●学校法人 	○		
	<ul style="list-style-type: none"> ●助産施設 ●乳児院 ●母子生活支援施設 ●障害児相談支援事業 ●児童自立生活援助事業 ●養育支援訪問事業 ●寡婦日常生活支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童養護施設 ●障害児入所施設 ●児童心理治療施設 ●子育て短期支援事業 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●小規模住居型児童養育事業 ●児童自立支援施設 ●児童厚生施設（児童遊園を除く） ●児童家庭支援センター 等 ●地域子育て拠点事業 ●一時預かり事業 ●母子家庭等日常生活支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●一般社団（財団）法人 ●宗教法人 	○		
	<ul style="list-style-type: none"> ●母子・父子福祉センター ●母子・父子休養ホーム 		<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●一般社団（財団）法人 	○		
障害者福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護事業所 ●重度訪問介護事業所 ●生活介護事業所 ●自立生活援助事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ●短期入所事業所 ●重度障害者等包括支援事業所 ●共同生活援助事業所 ●就労定着支援事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ●自立訓練事業所 ●就労移行支援事業所 ●就労継続支援事業所 	○		
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動支援センター ●特定相談支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●一般相談支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉ホーム 	○		
	<ul style="list-style-type: none"> ●同行援護事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ●行動援護事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ●移動支援事業 	○		
	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者支援施設 			○		
	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者福祉センター ●補装具製作施設 ●身体障害者生活訓練等事業 ●手話通訳事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●盲導犬訓練施設 ●視聴覚障害者情報提供施設 ●介助犬訓練事業 ●聴導犬訓練事業 		○		
	<ul style="list-style-type: none"> ●救護施設 ●宿所提供施設 ●社会事業授産施設 	<ul style="list-style-type: none"> ●授産施設 	<ul style="list-style-type: none"> ●更生施設 	○		
生活保護・その他の分野	<ul style="list-style-type: none"> ●更生保護事業 		<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●更生保護法人 ●一般社団（財団）法人 	○		
	<ul style="list-style-type: none"> ●特定有料老人ホーム（老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム※であって以下のいずれにも該当するもの） ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、病院又は介護老人保健施設に隣接した場所に設置するもの。 ・入居定員が 50 人未満のもの。 ・利用料が比較的低廉であり、かつ、入居者からは原則として利用料以外の金品を徴収しないもの。 <p>※高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項の登録を受けるサービス付き高齢者向け住宅を含む。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●医療法人 ●一般社団（財団）法人 	○		
	<ul style="list-style-type: none"> ●認可を目指す認可外保育施設 ●企業主導型保育事業 		<ul style="list-style-type: none"> ●法人 ●社会福祉法人 ●医療法人 ●NPO 法人 ●一般社団（財団）法人等 	○		

*一般社団（財団）法人には、公益社団（財団）法人を含みます。

1 福祉貸付事業の概要

2 融資の対象

3 融資の流れ

4 融資限度額の計算方法

5 融資条件

6 融資条件の優遇措置一覧表

7 融資条件の優遇措置

8 定員1人(1施設)あたりの基準単価(2019年度)

9 協同融資制度

10 協同融資の覚書締結済み金融機関一覧

11 受託金融機関一覧

12 団体信用生命保険特約制度

3 融資の流れ



借入申込受理の手続きが完了する前に、今次計画に係る工事請負契約及び土地建物の売買契約又は工事着工を行った場合は、原則、融資の対象外となりますのでご注意ください。

当機構がお客さまに提供するサービスの透明性を高めるため、また、質の高い福祉・介護サービス基盤の整備を進めるために、融資相談から事業完了までについて、当機構において定めた「融資のポイント（ガイドライン）」に基づき、手続きを進めさせていただきます。

なお、「融資のポイント（ガイドライン）」は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）に掲載しております。

融資相談

●借入をご検討されている場合、まずは、お気軽に次の融資の相談窓口までお電話ください。

施設の開設地が東日本のお客さま	施設の開設地が西日本のお客さま	NPO 法人のお客さま
福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 TEL (03) 3438-9298	大阪支店 福祉審査課 融資相談係 TEL (06) 6252-0216	NPOリソースセンター NPO支援課 TEL (03) 3438-4756

●融資相談にあたっては、以下の書類をご用意ください。

- ①「融資相談票」（整備計画、資金計画）
※融資相談票は当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）からダウンロードできます。
- ②決算書（直近2か年分）
- ③収入支出償還計画表
- ④計画敷地の公図・住宅地図・全部事項証明書（登記簿謄本のコピー）
- ⑤計画建物の配置図・平面図
- ⑥（創設法人の場合）役員一覧、母体法人がある場合はその概要がわかる資料
- ⑦並行して別計画がある場合は関係資料
- ⑧法人のパフレット等

借入申込

●借入申込書に施設を管轄する都道府県市等からの意見書などを添付のうえお申込みください。
※借入申込書等の提出書類の様式は当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）からダウンロードできます。

借入申込受理

- 借入申込受理手続完了後、「借入申込受理票」をご郵送いたします。
- 事前に融資相談を行っていない場合や償還・担保などに著しい問題が見受けられた場合などは、借入申込受理までにお時間をいただく場合があります。
- 借入申込受理の段階では融資の可否は確定しておりません。
- 「借入申込受理票」がお手元に届くまでは、今次計画に係る工事請負契約及び土地建物の売買契約の締結又は工事着工をしないようお願いします。

融資審査

- 借入申込受理から融資審査を了するまで、1か月程度の審査期間をいただいておりますが、状況によっては更にお時間をいただく場合があります。
- 融資審査の結果につきましては、書面（郵送）にてお知らせいたします。
- 融資審査の結果、一定の融資条件が付される場合や借入額の減額、あるいはご融資をお断りする場合があります。
- 融資審査で承認した場合であっても、貸付内定の取消要件に該当した場合は内定を取り消すことがあります。

貸付契約 資金交付

- お客さまが資金を必要とする時期に合わせて、貸付契約の締結、抵当権の設定手続きなどを行います。なお、貸付契約の締結や抵当権の設定手続きなどに、3か月程度の期間が必要となります。
- 抵当権の設定手続きや融資条件の確認の内容などにより、ご希望の時期に資金を交付できない場合があります。

完成報告

- 融資対象事業完成後、速やかに（概ね3か月以内）「事業完成報告書」をご提出していただきます。

※左記の「融資審査」などに要する期間は直接貸付の場合となります。代理貸付の場合は受託金融機関を介して手続きを行うため、更にお時間を要する場合がありますので予めご了承ください。

● 代理貸付

代理貸付の対象となる融資（P2参照）のご相談とお申込みにつきましては、当機構の代理店（受託金融機関）が窓口となります。（受託金融機関については、受託金融機関一覧（P21）をご覧ください。）

● 病院等医療関連施設に対する融資（医療貸付）

病院等医療関連施設に対する融資については、別途「2019年度 医療貸付事業 融資のご案内」をご用意しております。

顧客情報の取扱いについて

独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付事業において、ご提供いただく顧客情報は、下記の目的のために利用いたします。

- 1 ご本人さま確認のため
- 2 ご融資に関する判断及びご融資後の管理のため
- 3 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- 4 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究や開発のため
- 5 （特約火災保険に加入をご希望・ご検討の方のみ）
機構の特約火災保険制度に係る事務手続きのためと機構と取扱代理店及び引受幹事保険会社との間における情報交換のため
- 6 （団体信用生命保険に加入をご希望・ご検討の方のみ）
団体信用生命保険に係る事務手続きのためと機構と保険契約者及び引受保険会社との間における情報交換のため
- 7 事務又は事業の遂行に必要な限度で顧客情報を内部で利用する場合
 - ※1 顧客情報のほか、融資業務において知り得たお客さまの情報についても、上記と同様の目的・使途で利用させていただきます。
 - ※2 業務上知り得たお客さまに関する情報は定められた場所に保管するとともに、当該情報が不要になった場合には、当該保有顧客情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行っています。

詳細は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）「顧客情報の取扱いについて」をご覧ください。

経営サポート事業のご案内

社会福祉施設や医療関係施設は私たちが安心して健康に暮らすために必要な基盤です。当機構ではご融資を通じて得られた豊富なデータや国の政策と密接に連携している強みを生かし、社会福祉法人制度の改革や地域の医療提供体制の再編を見据えながら、法人や施設の経営基盤の強化を支援するための多様なメニューをご用意しています。詳細については当機構ホームページをご覧ください。

WAM NETのご案内

WAM NET は、福祉・保健・医療に関する制度・施策やその取り組み状況などに関する情報をわかりやすく提供することにより、福祉と医療を支援する総合情報提供サイトです。

WAM NET の特徴

WAM NET では、インターネットを通じて、幅広い皆さま方に対して、福祉・保健・医療に関する情報をわかりやすく提供しています。

特徴①

福祉医療に関する
制度・施策の最新情報を提供

特徴②

福祉医療に関する
先駆的・独創的な取り組みを紹介

1
福祉貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
融資の流れ

4
融資限度額の
計算方法

5
融資条件

6
融資条件の
優遇措置
一覧表

7
融資条件の
優遇措置

8
定員1人(1施設)
あたりの基準単価
(2019年度)

9
協調融資制度

10
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

11
受託金融機関
一覧

12
団体信用生命
保険特約制度

4 融資限度額の計算方法

融資限度額については、次の(1)及び(2)で算出した額のうち、いずれか低い額になります。なお、償還財源(収支差額)の見込みによっては、この融資限度額でのご融資ができない場合があります。

$$(1) \text{ (基準事業費 - 法的・制度的補助金) } \times \text{ 融資率}$$

①

②

③

$$(2) \text{ 担保評価額 } \times \text{ 70\%}$$

(注1) 貸付金額は10万円単位、貸付金の最低額は200万円となります。(特定有料老人ホームの貸付金額は200万円単位)

(注2) 代理貸付の場合は担保評価額×80%となります。

(注3) 無担保貸付制度を利用する場合は(1)で算出した額と無担保貸付限度額を比較し、いずれか低い額が融資限度額となります。

① 基準事業費

《設置・整備資金》

◎ 建築資金・設備備品整備資金

当機構が定める「定員1人(1施設)あたりの基準単価」(P17~18)を用いて算出した機構基準事業費の合計額と実際事業費の合計額を比較し、いずれか低い額を基準事業費とします。

貸付金の種類	対象費用	基準事業費
建築資金 新築 改築 拡張 改造・修理 購入 賃借	【建築工事費】 大型設備等工事費、特殊工事費に該当しない一切の工事費 (敷地造成工事(敷地の造成、整地、擁壁工事)を含む。)	定員1人(1施設)あたりの基準単価 × 利用人数(施設数)
	【大型設備等工事費】 介護用リフト等の整備に要する費用	機構が必要と認めた額
	【特殊工事費】 ・解体撤去工事費(既存建物の解体、撤去工事の費用) ・仮施設整備工事費(仮施設の建築工事の費用)	機構が必要と認めた額
	【設計監理費】 建物の設計及び監理に要する費用	上記基準事業費に係る 建築工事費、大型設備等工事費 及び仮施設整備工事費の5%
設備備品 整備資金	機械器具、備品の購入、取付工事等に要する費用	【設備備品整備資金単独での申込の場合のみ】 定員1人(1施設)あたりの基準単価 × 利用人数(施設数)

◎ 土地取得資金

対象費用	基準事業費
施設の用に供するための 土地の取得に要する費用	実際土地取得単価×融資対象建物の建築確認上の延床面積×3倍 (実際土地取得面積が融資対象建物の建築確認上の延床面積×3倍に満たない場合、実際 土地取得費が基準事業費となります。)

(注1) 2025年度までの措置として、地域医療介護総合確保基金等における「定期借地権利用による整備促進特別対策事業」の対象となる「一時金」を土地の取得に要する費用に含めることとします。

(注2) 土地の買い増しの場合、既存施設の土地を含めた「延床面積×3倍」が融資可能な土地取得面積となります。

《経営資金》

対象費用	基準事業費
施設又は事業の 経営に必要な資金	実際事業費の額

② 法的・制度的補助金

P5 ②の法的・制度的補助金は下記のとおりです。

- 社会福祉施設等施設整備費補助金（都道府県等の負担分を含む。）
- 都道府県・市町村が交付する補助金等（地域医療介護総合確保基金、地域介護・福祉空間整備等交付金、安心こども基金、保育対策総合支援事業費補助金、次世代育成支援対策交付金、保育所等整備交付金等）
- 地方公共団体が補助要綱を明示し交付する独自の補助金
- 公益財団法人J K A助成金
- 公益財団法人日本財団助成金
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構助成金
- 中央競馬馬主社会福祉財団助成金
- 上記の他、補助の対象とする費用が機構の基準事業費の算出対象となる費用の全部又は一部と重複するその他の補助金

③ 融資率

P5 ③の融資率は下記のとおりです。

区分	80%	75%	70%
高齢者福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ ケアハウス ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 複合型サービス福祉事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所） ・ 老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを含む） ・ 老人短期入所施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人介護支援センター ＜代理貸付にかかる事業＞ ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 複合型サービス福祉事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所） ・ 老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを含む） ・ 老人短期入所施設
児童福祉分野及び母子・父子福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 小規模保育事業 ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 障害児入所施設 ・ 障害児通所支援事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立生活援助事業 ・ 乳児院（老朽整備事業） ・ 母子生活支援施設（老朽整備事業） ・ 児童養護施設（老朽整備事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童厚生施設（児童遊園を除く） ・ 児童家庭支援センター ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 地域子育て拠点事業 ・ 一時預かり事業 ・ 小規模住居型児童養育事業 ・ 母子家庭等日常生活支援事業 ・ 寡婦日常生活支援事業 ・ 婦人保護施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子・父子福祉センター ・ 母子・父子休養ホーム ・ 乳児家庭全戸訪問事業
障害者福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業 ・ 障害者支援施設 ・ 一般相談支援事業 ・ 特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉ホーム ・ 身体障害者生活訓練等事業 ・ 手話通訳事業 ・ 介助犬訓練事業 ・ 聴導犬訓練事業 ・ 視聴覚障害者情報提供施設（点字出版施設を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者福祉センター ・ 補装具製作施設 ・ 盲導犬訓練施設 ・ 点字出版施設
生活保護・その他の分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設（老朽整備事業） ・ 企業主導型保育事業 ・ 認可を目指す認可外保育施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 授産施設 ・ 宿所提供施設 ・ 社会事業授産施設 ・ 更生保護事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定有料老人ホーム

(注1) 障害福祉サービス事業は生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業、共同生活援助事業、自立生活援助事業、就労定着支援事業等となります。

(注2) 上記に関わらず、融資率が優遇される場合があります。(融資条件の優遇については、P9~16をご覧ください。)

1
福祉貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
融資の流れ

4
融資限度額の
計算方法

5
融資条件

6
融資条件の
優遇措置
一覧表

7
融資条件の
優遇措置

8
定員1人(1施設)
あたりの基準単価
(2019年度)

9
協調融資制度

10
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

11
受託金融機関
一覧

12
団体信用生命
保険特約制度

5 融資条件

ご融資の主な条件は以下のとおりですが、それぞれの整備内容により異なることがあります。詳細については、相談時または申込時にご案内いたします。

● 利率（最新の貸付利率は当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）でご確認ください。）

- 1 貸付利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます。
- 2 設置・整備資金の貸付利率は、償還期間（1年ごと）に対応した金利設定となっております。
- 3 償還期間が10年を超える場合は、以下の方法のいずれかを選択していただきます。

〔完全固定金利制度〕	〔10年経過ごと金利見直し制度〕
金銭消費貸借契約締結時の利率が償還期限まで固定	10年経過ごとに利率を見直し （見直し時の金利は、金利見直し日の利率が新たに適用）

（注1）金銭消費貸借契約締結後に金利制度を変更することはできません。

（注2）設置・整備資金の償還期間が10年以内の場合は、償還期間に関わらず、10年の金利が適用されます。

● 償還期間

償還期間については、貸付金の種類及び貸付金額の区分に応じ、次のとおりとなります。

区分 貸付金の種類 貸付金額	償還期間				
	設置・整備資金				経営資金
	建築資金		設備備品 整備資金	土地取得資金	
耐火構造 （準耐火含む）	耐火構造以外				
500万円以下	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内	1年以上 3年以内
500万円超 1,000万円以下	10年以内	10年以内	10年以内	10年以内	
1,000万円超 1,500万円以下	15年以内	15年以内	15年以内	15年以内	
1,500万円超 2,000万円未満	19年以内	15年以内	15年以内	19年以内	
2,000万円以上	20年以内	15年以内	15年以内	20年以内	

（注1）特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスの耐火構造の場合、「30年以内」となります。

（注2）ユニット型特別養護老人ホームの準耐火構造の場合、「25年以内」となります。

（注3）災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時におけるセーフティネットとしての経営資金については、償還期間が1年未満であっても融資の対象となります。

（注4）貸付金の種類が2種類以上ある場合の償還期間は、償還期間の長期のものを適用し、その場合の貸付金額は合計額によります。

● 据置期間

据置期間については、次のとおり設けることができます。なお、当該据置期間は償還期間に含まれます。

区分	設置・整備資金			経営資金
	償還期間 5年以内	償還期間 5年超 20年以内	償還期間 20年超 30年以内	
据置期間	1年以内	2年以内	3年以内	6月以内

● 償還方法

【直接貸付】

償還形態	元金の償還方法	利息の支払い方法
元金均等	毎月償還、3か月賦償還又は年賦償還	元金の償還方法に準じて後払い （但し、年賦償還は年2回）

（注）元金の償還方法及び利息の支払い方法は、原則、毎月償還としていただいております。

【代理貸付】

償還形態	元金の償還方法	利息の支払い方法
元金均等	3か月賦償還	3か月毎（年4回の後払い）

● 担保

1 原則として、所有者を問わず、次に該当する物件の担保提供が必要となります。

- ① 融資の対象となる施設及び事業の運営に利用する敷地（原則として、抵当権は第1順位）
- ② 上記①の敷地上に建築する（存在している）全ての建物
- ③ 上記①の敷地上に設定する（設定している）地上権

（注1）融資対象となる施設又は事業所を建築するために建築基準法上必要とされる土地（公道に接するまでの進入路も含む）のほか、駐車場や分場の土地なども含まれます。

（注2）上記に該当する物件以外に、債権保全上、追加して担保提供が必要となる場合がありますので、予めご了承ください。

（注3）建築する建物の敷地に既に当機構以外の（根）抵当権が設定されている場合は、当該（根）抵当権を一旦抹消し、建物竣工後に再設定をお願いする場合がございます。

2 融資の対象となる物件の担保順位については、原則第一順位となりますが、お申込み内容によりお客さまとのお相談のうえ決定します。

3 損害保険の対象となる担保物件（建物）には、損害保険を付保していただき、さらにその保険金請求権の上に質権を設定させていただきます。

● 保証人

保証人については、次のいずれかを選択していただけます。

〔保証人不要制度〕	〔個人保証〕
保証人不要制度を利用する。	法人代表者等、個人の連帯保証人を立てる。

（注1）保証人不要制度とは、貸付利率に一定の利率を上乗せすることで、連帯保証人を不要とする制度です。上乗せ利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます。（最新の上乗せ利率は当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）でご確認ください。）

（注2）保証人不要制度で金銭消費貸借契約締結後、個人保証による契約への変更はできません。

● 大規模な施設を整備する場合の協調融資の取扱いについて

ご融資の対象となる施設の融資対象面積が5,000㎡を超える借入申込案件につきましては、原則として民間金融機関との協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提（注）としてのご融資となります。

（注）協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提としないもの

- ① 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、整備計画の達成年限が示されている保育所及び介護施設（2020年度まで）に係る借入申込案件の場合
- ② 緊急性が高い（セーフティネット関連貸付制度）と認められる以下の借入申込案件の場合
 - ・ 災害復旧資金に係る融資
 - ・ 老朽施設の改築整備に係る融資
 - ・ 高台移転整備に係る融資
 - ・ 耐震化整備に係る融資
 - ・ 医療貸付事業に係る経営安定化資金に係る融資
 - ・ 福祉貸付事業に係る社会福祉法人の経営高度化に係る融資
- ③ 民間金融機関から融資を受けることが困難と認められる借入申込案件の場合

※協調融資制度については、P19をご覧ください。

◆ 機構融資ご利用にあたっての留意点 ◆

■ 弁済補償金制度

償還期限前に任意に借入金の一部（又は全額）について繰上償還を希望する場合、あらかじめ所定の「任意繰上償還申込書」を提出していただくとともに、繰上償還額に加えて当機構が算定する「弁済補償金」をお支払いいただくものです。

■ 違約金

次の場合には、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがあります。

- （1）貸付金を定められた用途以外に使用した場合又は長期にわたり使用しない場合
- （2）虚偽の申告若しくは報告をし又は必要な事実の申告若しくは報告を怠ったことにより貸付金が限度額を超えることとなった場合又は貸付金について借入を要しないこととなった場合
- （3）貸付金をもって建設した建物若しくは購入した建物又は土地を、貸付けの対象とした施設又は事業以外の用途に使用した場合

■ 反社会的勢力との関係遮断について

当機構は反社会的勢力との関係を遮断し、排除するため、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。詳細は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）「反社会的勢力との関係遮断について」をご覧ください。

1
福祉貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
融資の流れ

4
融資限度額の
計算方法

5
融資条件

6
融資条件の
優遇措置
一覧表

7
融資条件の
優遇措置

8
定員1人(1施設)
あたりの基準単価
(2019年度)

9
協調融資制度

10
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

11
受託金融機関
一覧

12
団体信用生命
保険特約制度

6 融資条件の優遇措置一覧表

区分	頁	制 度	優遇内容					備考	
			融資率	償還期間	据置期間	貸付利率	融資金額		無担保貸付額
共通	10	介護ロボット・ICTの導入に係る優遇融資						○	
	10	建物の賃借を伴う施設整備に係る優遇融資						○	
	10	都市部における社会福祉施設等の整備に係る優遇融資	○	○	○				
	11	都市部の借地に施設整備する場合の費用に対する優遇融資（設置・整備資金）	○	○	○		○		
	11	定期借地権を設定する場合の一時金に対する優遇融資（土地取得資金）	○			○			
	11	アスベスト対策事業に係る優遇融資	○			○			
	12	木材利用による施設整備などエコ対策に係る優遇融資	○						
	12	再生可能エネルギー等施設整備事業に係る優遇融資	○	○	○				
	12	社会福祉法人の経営高度化に係る優遇融資	○	○	○	○			2019年度 拡充
	12	地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等の整備に係る融資条件の統一	○			○			
高齢	13	地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための優遇融資	○						
	13	療養病床のケアハウス等への転換事業に係る優遇融資	○			○			
	13	老朽施設の改築整備に係る優遇融資	○						
児童	14	母子生活支援施設の一部保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合に係る優遇融資	○						
	14	「児童養護施設等の家庭的養護への転換」の対象となる整備に係る優遇融資	○						
	14	保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇融資	○			○			
障害	15	障害者自立支援基盤整備事業に係る優遇融資	○						
防災・減災	15	社会福祉施設等の防災・減災に係る優遇融資 ※対象事業は、高台移転整備事業(南海トラフ特別措置法に基づく整備事業を含む)、地すべり危険防止か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業、耐震化整備事業、スプリンクラー整備事業	○			○			2019年度 拡充
災害	16	災害復旧事業に係る優遇融資	○	○	○	○			
	16	東日本大震災災害復興に係る優遇融資	○			○	○	○	
その他	16	無利子貸付				○			

1
福祉貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
融資の流れ

4
融資限度額の
計算方法

5
融資条件

6
融資条件の
優遇措置
一覧表

7
融資条件の
優遇措置

8
定員1人(1施設)
あたりの基準単価
(2019年度)

9
協調融資制度

10
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

11
受託金融機関
一覧

12
団体信用生命
保険特約制度

7 融資条件の優遇措置

【共通】

● 介護ロボット・ICTの導入に係る優遇融資

介護ロボットの導入、ICTの導入に係る事業については、一定の利率を上乗せしたうえで、無担保貸付の限度額を引き上げる優遇融資を実施します。

区分	対象施設	優遇融資	通常
無担保貸付の限度額	福祉貸付事業全施設	3,000万円	300万円

(注) 一定の利率とは、貸付金額500万超2,000万円未満は0.3%、貸付金額2,000万円以上3,000万円以下は0.5%を通常の貸付利率に上乗せします。

● 建物の賃借を伴う施設整備に係る優遇融資

建物の賃借を伴う施設整備（土地取得資金を除く。）については、一定の利率を上乗せしたうえで、無担保貸付の限度額を引き上げる優遇融資を実施します。

区分	対象施設	優遇融資	通常
無担保貸付の限度額	福祉貸付事業全施設 (有料老人ホーム等を除く)	3,000万円	300万円

(注) 一定の利率とは、貸付金額500万超2,000万円未満は0.3%、貸付金額2,000万円以上3,000万円以下は0.5%を通常の貸付利率に上乗せします。

● 都市部における社会福祉施設等の整備に係る優遇融資

都市部における社会福祉施設等の整備の推進を支援するため、当該地域の整備事業について、融資率等を優遇する融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	90%	70～80%
償還期間 《耐火構造（準耐火含む）の場合》	30年以内	20～30年以内
据置期間 《耐火構造（準耐火含む）の場合》	3年以内	2～3年以内

(注1) 対象となる施設は、特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、ケアハウス、複合型サービス福祉事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、保育所、小規模保育事業、放課後児童健全育成事業、幼保連携型認定こども園等となります。

(注2) 対象となる地域は、首都圏整備法施行令、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の都府県又は全国の指定都市若しくは中核市となります。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

1
福祉貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
融資の流れ

4
融資限度額の
計算方法

5
融資条件

6
融資条件の
優遇措置
一覧表

7
融資条件の
優遇措置

8
定員1人(1施設)
あたりの基準単価
(2019年度)

9
協調融資制度

10
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

11
受託金融機関
一覧

12
団体信用生命
保険特約制度

● 都市部の借地に施設整備する場合の費用に対する優遇融資（設置・整備資金）

都市部における介護施設等の整備を促進する観点から、民有地等の借地を利用した施設整備に対して、融資率等を優遇する融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	90%	70～80%
償還期間	30年以内	20～30年以内
据置期間	3年以内	2～3年以内
融資限度額	担保評価額の90%	担保評価額の70%

- (注1) 対象となる施設は、貸付対象となるすべての施設のうち、単独型の有料老人ホーム及び営利法人等が行う認知症高齢者グループホーム等を除いた施設となります。
- (注2) 対象となる建物は、建築基準法に定める容積率に対し、整備する建物の延べ床面積が70%以上利用されていること又は整備する建物の階数が4階以上である場合に限ります。
- (注3) 対象となる地域は、首都圏整備法施行令、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の都府県、福岡県又は指定都市若しくは中核市となります。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

● 定期借地権を設定する場合の一時金に対する優遇融資（土地取得資金）

都市部における民有地等の借地を利用する介護施設の整備にあたって、定期借地権を設定する場合の土地所有者に対する一時金について、地域医療介護総合確保基金等の補助を受けて整備を行う場合には、当該一時金の支払いに要する費用を融資対象とし、融資率等を優遇する融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	90%	70～80%
貸付利率	当初10年間基準金利▲0.5% (11年目以降は通常の利率)	基準金利同率～基準金利+0.5% (通常の利率)

- (注1) 対象となる施設は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウス、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、複合型サービス福祉事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）等となります。
- (注2) 地域医療介護総合確保基金や都道府県等からの補助を受けて整備する事業が対象となります。
- (注3) 貸付利率の引き下げの優遇融資の対象となる地域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県となります。
- (注4) 融資率の引き上げの取扱期間は、2026年3月31日までとなります。
- (注5) 貸付利率の引き下げの取扱期間は、2021年3月31日までとなります。

● アスベスト対策事業に係る優遇融資

アスベスト対策事業について、融資率等を優遇する融資を実施します。なお、融資条件の優遇にあたっては、当該施設を管轄する都道府県知事（指定都市・中核市の長を含む。）に、アスベスト対策事業に該当すると認めていただくことが必要となります。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	75%	70%
	80%	75・80%
貸付利率	基準金利+0.05%	基準金利+0.1%
	基準金利+0.1%	基準金利+0.2%、基準金利+0.5%

- (注1) 対象となる施設は、社会福祉事業施設、保育士・社会福祉士・介護福祉士養成施設・職員研修施設、特定有料老人ホームとなります。
- (注2) 優遇融資の取扱期間は、2020年3月31日までとなります。

1
福祉貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
融資の流れ

4
融資限度額の
計算方法

5
融資条件

6
融資条件の
優遇措置
一覧表

7
融資条件の
優遇措置

8
定員1人(1施設)
あたりの基準単価
(2019年度)

9
協調融資制度

10
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

11
受託金融機関
一覧

12
団体信用生命
保険特約制度

● 木材利用による施設整備などエコ対策に係る優遇融資

木材の利用による木造施設の整備などについて、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	90%	70～80%

(注1) 対象となる資金は、建築物の構造が木造(耐火建築物又は準耐火建築物)の場合の「建築資金」、再生可能エネルギー(太陽光発電装置や風力発電装置等)を利用している場合の「設備備品整備資金」となります。

(注2) 対象となる施設は、貸付対象となるすべての施設となります。

● 再生可能エネルギー等施設整備事業に係る優遇融資

低炭素建築物として市町村長等から認定された社会福祉施設に対し、融資率等を優遇する融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	90%	70～80%
償還期間 《耐火構造(準耐火含む)の場合》	30年以内	20～30年以内
据置期間 《耐火構造(準耐火含む)の場合》	3年以内	2～3年以内

(注1) 低炭素建築物は、省エネ法の省エネ基準に比し一次エネルギー消費量が▲10%以上となること等となります。

(注2) 対象となる施設は、貸付対象となるすべての施設となります。

2019年度より拡充

● 社会福祉法人の経営高度化に係る優遇融資

社会福祉法人に対する「合併等の際に必要な経営資金」、「会計監査人の設置等に必要な経営資金」又は「経営不振状態の法人に対する経営資金」について、融資率等に加え、貸付利率に対しても優遇融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	90%	70～80%
貸付利率	経営資金の基準金利+0.3%	経営資金の基準金利+0.8% (通常の金利)
償還期間	8年以内	3年以内
据置期間	1年以内	6月以内

(注1) 対象となる施設は、社会福祉法人が整備するすべての施設となります。

(注2) 法人単位での融資を行います。

● 地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等の整備に係る融資条件の統一

地域共生社会の実現に向けて、従来の高齢、障害、児童の分野ごとに充実させてきた地域福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが求められており、介護保険と障害福祉の相互に共通するサービスとして共生型サービスが位置づけられました。

地域共生社会の実現に向けて、分野をまたいだ複数の社会福祉施設を同時かつ一体的に整備する際、施設ごとに異なる融資条件を統一します。

区 分	融資条件
対象施設	福祉貸付事業対象施設のうち、地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等の整備として位置づけられたもの
融資率	一体的に整備する対象施設のうち高い方の融資率
貸付利率	一体的に整備する対象施設のうち低い方の利率

1
福祉貸付
事業の概要2
融資の対象3
融資の流れ4
融資限度額の
計算方法5
融資条件6
融資条件の
優遇措置
一覧表7
融資条件の
優遇措置8
定員1人(1施設)
あたりの基準単価
(2019年度)9
協調融資制度10
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧11
受託金融機関
一覧12
団体信用生命
保険特約制度

【高齢者福祉施設】

● 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための優遇融資

地域医療介護総合確保基金等の補助を受けて行う、次の施設整備について、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

(1) 地域医療介護総合確保基金又は地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金からの補助を受けて整備するもの

区分	対象施設	優遇融資	通常
融資率	養護老人ホーム（定員29人以下のもの）	90%	80%
	特別養護老人ホーム・ケアハウス（定員29人以下のもの）		75%
	小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、複合型サービス福祉事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）等		70・75%

(2) 都道府県（指定都市・中核市を含む。）からの補助を受けて整備するもの

区分	対象施設	優遇融資	通常
融資率	養護老人ホーム（定員30名以上のもの）	90%	80%
	特別養護老人ホーム・ケアハウス（定員30人以上のもの）		75%

- (注1) 定期借地権を設定する場合の土地所有者に対する一時金は、地域医療介護総合確保基金等からの補助を受けて行う場合に限り融資の対象となります（P11参照）。
 (注2) 都市部における社会福祉施設等の整備（P10参照）若しくは都市部の借地を利用した施設の整備（P11参照）に該当する整備事業については、そちらの優遇融資が優先されます。
 (注3) 優遇融資の取扱期間は、2026年3月31日までとなります。

● 療養病床のケアハウス等への転換事業に係る優遇融資

療養病床のケアハウス等への転換に係る事業について、融資率等を優遇する融資を実施します。なお、融資条件の優遇にあたっては、当該施設を管轄する都道府県知事（指定都市・中核市の長を含む。）に、療養病床からの転換事業に該当すると認めていただくことが必要となります。

区分	優遇融資	通常
融資率	90%	70・75%
貸付利率	基準金利同率	基準金利+0.1%～基準金利+0.5% (通常の利率)

- (注1) 対象となる施設は、特別養護老人ホーム、ケアハウス、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを整備するものに限る。）、認知症高齢者グループホーム、特定有料老人ホーム、一般有料老人ホーム、有料老人ホーム（基盤整備促進法に基づくものに限る。）となります。
 (注2) 優遇融資の取扱期間は、2024年3月31日までとなります。

● 老朽施設の改築整備に係る優遇融資

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（定員30人以上のもの）、ケアハウス（定員30人以上のもの）及び軽費老人ホーム（A型及びB型）の老朽施設の改築整備について、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

区分	対象施設	優遇融資	通常
融資率	養護老人ホーム	90%	80%
	特別養護老人ホーム・ケアハウス（いずれも定員30人以上のもの）		75%
	軽費老人ホーム（A型及びB型）		対象外

(注) 軽費老人ホーム（A型及びB型）は、老朽施設の改築整備に限り融資対象となります。

※地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等（共生型サービス等）の整備に係る融資制度の統一についてはP12をご覧ください。

【児童福祉施設及び母子・父子福祉施設】

● 母子生活支援施設の一部保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合に係る優遇融資

母子生活支援施設の一部保護委託のための居室を本体整備と併せて行う整備について、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	80%	75%

● 「児童養護施設等の家庭的養護への転換」の対象となる整備に係る優遇融資

次世代育成支援対策施設整備交付金の交付が行われる家庭的養護への転換を進める整備事業について、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	80～85%	75～80%

(注) 対象となる施設は、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付が行われる小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童養護施設、乳児院となります。

● 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇融資

待機児童の解消に向けた国の施策を支援するため、保育所、小規模保育事業、幼保連携型認定こども園、企業主導型保育事業、認可を目指す認可外保育施設及び放課後児童健全育成事業の整備事業について、融資率等を引き上げる優遇融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	90%	75・80%
貸付利率	基準金利同率 (据置期間中無利子)	基準金利同率

(注1) 対象となる施設は、保育所、小規模保育事業、幼保連携型認定こども園、企業主導型保育事業、認可を目指す認可外保育施設（安心こども基金又は保育対策総合支援事業費補助金からの補助を受けて整備するものに限る。）、放課後児童健全育成事業となります。

(注2) 優遇融資の取扱期間は、2021年3月31日までとなります。

※地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等（共生型サービス等）の整備に係る融資制度の統一についてはP12をご覧ください。

1
福祉貸付
事業の概要2
融資の対象3
融資のれ4
融資限度額の
計算方法5
融資条件6
融資条件の
優遇措置
一覧表7
融資条件の
優遇措置8
定員1人(1施設)
あたりの基準単価
(2019年度)9
協調融資制度10
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧11
受託金融機関
一覧12
団体信用生命
保険特約制度

【障害者福祉施設】

● 障害者自立支援基盤整備事業に係る優遇融資

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付が行われる当該整備事業について、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	85%	80%

(注1) 対象となる施設は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付が行われる障害福祉サービス事業所、障害者支援施設となります。

(注2) 優遇融資の取扱期間は、2021年3月31日までとなります。

※地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等（共生型サービス等）の整備に係る融資制度の統一についてはP12をご覧ください。

【防災・減災】

2019年度より拡充

● 社会福祉施設等の防災・減災に係る優遇融資

社会福祉施設等の防災・減災に係る整備事業について、優遇融資を実施します。

区分	優遇融資（注1）	通常
融資率	95%	70～80%
貸付利率	全期間無利子（注2） 基準金利同率（据置期間中無利子）（注3）	基準金利同率～基準金利+0.5% （通常の利率）

(注1) 上記条件の対象となる整備事業は、下記①～④の国庫補助等対象事業となります。

- ①高台移転整備事業（南海トラフ特別措置法に基づく整備事業を含む）
- ②地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業
- ③耐震化整備事業
- ④スプリンクラー整備事業

国庫補助等の対象とならない整備の場合は、別途ご相談ください。

(注2) 全期間無利子の対象となる整備事業は、上記①②の国庫補助等対象事業となります。

(注3) 基準金利同率（据置期間中無利子）の対象となる整備事業は、上記③④の国庫補助等対象事業となります。

(注4) すべて直接貸付で取扱います。

1
福祉貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
融資の流れ

4
融資限度額の
計算方法

5
融資条件

6
融資条件の
優遇措置
一覧表

7
融資条件の
優遇措置

8
定員1人(1施設)
あたりの基準単価
(2019年度)

9
協調融資制度

10
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

11
受託金融機関
一覧

12
団体信用生命
保険特約制度

【災害復旧事業等】

● 災害復旧事業に係る優遇融資

災害復旧事業について、融資率等を優遇する融資を実施します。なお、融資条件の優遇にあたっては、当該施設を管轄する都道府県知事（指定都市・中核市の長を含む。）に、災害復旧事業に該当すると認めていただくことが必要となります。

① 災害復旧事業

区分	優遇融資	通常
融資率	90%	70～80%
貸付利率	全期間無利子	基準金利同率～基準金利+0.5% (通常の利率)

(注) 対象となる施設は、貸付対象となるすべての施設となります。

② 災害復旧に係る経営資金

地震や水害など災害の発生などにより施設を休業した場合などの有事における一時的な資金需要に対する経営資金への融資制度となります。

区分	優遇融資	通常
融資率	90%	70～80%
償還期間	10年以内	3年以内
据置期間	1年以内	6月以内
貸付利率	経営資金の基準金利同率	経営資金の基準金利+0.8% (通常の利率)

(注) 対象となる施設は、貸付対象となるすべての施設となります。

※東日本大震災及び平成28年熊本地震等の災害復旧等に係る融資については、上記の条件とは別に、優遇融資を実施しております。なお、詳しくは、当機構までお問い合わせいただくか、機構のホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp>) をご覧ください。

● 東日本大震災災害復興に係る優遇融資

東日本大震災における特定被災区域において、被災地復興のため、市町村等の策定する復興計画を踏まえ、被災していない法人等が新規に実施する小規模の整備事業であって、県又は市区町村長が発行した意見書に「被災地の復興に資する整備」であることが明記されているものについて、融資率等を優遇する融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	100%	70～80%
貸付利率	《当初5年間》無利子 《6・7年目》基準金利 ▲0.1% 《8年日以降》通常の利率	基準金利同率～基準金利+0.5% (通常の利率)
融資限度額	担保評価額の100%	担保評価額の70%
無担保貸付の限度額	1,000万円	300万円

(注) 対象となる施設は、特別養護老人ホーム（定員29人以下）、養護老人ホーム（定員29人以下）、ケアハウス（定員29人以下）、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、老人デイサービスセンター（事業）、老人短期入所施設（事業）、訪問介護事業、複合型サービス福祉事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、保育所、幼保連携型認定こども園となります。

【その他】

● 無利子貸付

次の事業については、利子をいたしません。但し、貸付条件により利子が発生する場合があります。

- ① 国庫補助等による老朽民間社会福祉施設整備事業（民老）
- ② 国庫補助等による既設社会福祉施設用地有効活用改築促進事業
- ③ 国庫補助による地震対策緊急整備事業
- ④ 国庫補助等による地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業
- ⑤ 国庫補助等による社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備事業（南海トラフ特別措置法に基づく整備事業を含む）
- ⑥ 災害復旧事業

(注1) 上記①～⑤については、国庫補助等の協議において、事前に行政に認められる必要があります。

(注2) 上記④⑤については、15ページの「社会福祉施設等の防災・減災に係る優遇融資」も合わせて参照ください。

1
福祉貸付
事業の概要2
融資の対象3
融資の流れ4
融資限度額の
計算方法5
融資条件6
融資条件の
優遇措置
一覧表7
融資条件の
優遇措置8
定員1人(1施設)
あたりの基準単価
(2019年度)9
協調融資制度10
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧11
受託金融機関
一覧12
団体信用生命
保険特約制度

8 定員1人(1施設)あたりの基準単価(2019年度)

(単位：千円)

施設種別		単価	
高齢者福祉分野	特別養護老人ホーム	従来型	13,400
		ユニット型	17,600
	養護老人ホーム	11,300	
	軽費老人ホーム	14,700	
	認知症対応型老人共同生活援助事業(1ユニット)	103,600	
	複合型サービス福祉事業(看護小規模多機能型居宅介護事業)(注1)	142,600	
	老人デイサービス事業(注1)	137,200	
	小規模多機能型居宅介護事業(注1)	141,300	
	生活支援ハウス	12,300	
	老人短期入所事業(特養等における居室整備加算を含む)	従来型	12,300
ユニット型		14,300	
児童福祉分野	助産施設	11,200	
	乳児院	本体	6,900
		小規模グループケア整備加算(注3)	6,500
		年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1,800
	母子生活支援施設	本体(注2)	22,500
		子育て短期支援事業のための居室等整備加算(注2)	12,600
		母子家庭等子育て支援室整備加算	3,200
	保育所 小規模保育事業 幼保連携型認定こども園 認可を目指す認可外保育施設 企業主導型保育事業	本体	2,800
		乳児室又はほふく室整備加算(注1)	8,400
		夜間保育所整備加算(注1)	14,700
		一時保育事業のための保育室整備加算(注1)	16,900
		地域子育て支援相談室整備加算(注1)	23,500
	児童養護施設	本体	9,100
		小規模グループケア整備加算(注3)	15,600
		ほふく室又は養育室等整備加算	560
	児童心理治療施設	本体	10,100
		小規模グループケア整備加算(注3)	14,300
		通所部門整備加算	4,600
	児童自立支援施設	本体	13,000
		小規模グループケア整備加算(注3)	16,500
		通所部門整備加算	4,600
	児童家庭支援センター(注1)	30,900	
	放課後児童健全育成事業に係る施設(注4)	23,000	
	乳児院等における子育て短期支援事業のための居室等整備加算(母子生活支援施設を除く)	3,800	
	保育所等における病児・病後児保育事業のための保育室等整備加算	1,800	
	乳児院等における親子生活訓練室整備加算(注1)	8,400	
	児童養護施設等における心理療法室整備加算(注1)	67,900	
	福祉型障害児入所施設	9,800	
	医療型障害児入所施設	18,200	
	障害児通所支援を行う事業に係る施設	5,300	
障害児入所施設等における短期入所整備加算	4,400		
障害児入所施設等における発達障害者支援センター整備加算(注1)	20,600		
障害児入所施設等における相談支援、障害児相談支援整備加算(注1)	15,000		
障害児入所施設等における居宅介護、保育所等訪問支援整備加算(注1)	9,600		
障害児入所施設等における小規模グループケア整備加算(注3)	31,400		
避難スペース整備加算(注1)	56,600		
保育所等訪問支援(保育所等訪問支援のみの整備の場合)(注1)	9,600		

1 福祉貸付事業の概要

2 融資の対象

3 融資の流れ

4 融資限度額の計算方法

5 融資条件

6 融資条件の優遇措置一覧表

7 融資条件の優遇措置

8 定員1人(1施設)あたりの基準単価(2019年度)

9 協調融資制度

10 協調融資の覚書締結済み金融機関一覧

11 受託金融機関一覧

12 団体信用生命保険特約制度

(単位：千円)

施設種別		単価	
障害者福祉分野	生活介護を行う事業に係る施設	本体	6,000
		施設入所支援整備加算	3,600
		退院支援施設整備加算	新築・改築 既存施設を改修して転換する場合
	自立訓練を行う事業に係る施設	短期入所整備加算	4,400
		就労移行支援を行う事業に係る施設	発達障害者支援センター整備加算（注1）
	就労継続支援を行う事業に係る施設	相談支援、障害児相談支援整備加算（注1）	15,000
		居宅介護、保育所等訪問支援整備加算（注1）	9,600
		避難スペース整備加算（注1）	56,600
	共同生活援助事業に係る施設	本体（1ユニット）	77,700
		短期入所整備加算	4,400
		相談支援、障害児相談支援整備加算（注1）	15,000
		居宅介護、保育所等訪問支援整備加算（注1）	9,600
		避難スペース整備加算（注1）	56,600
	短期入所（短期入所のみでの整備の場合）（注1）	18,000	
	自立生活援助を行う事業に係る施設（注1）	15,000	
	就労定着支援を行う事業に係る施設（注1）	15,000	
	相談支援、障害児相談支援（各事業のみでの整備の場合）（注1）	15,000	
	居宅介護（居宅介護のみでの整備の場合）（注1）	9,600	
	福祉ホーム	9,900	
	補装具製作施設（注1）	45,600	
盲導犬訓練施設（注1）	346,400		
点字図書館（注1）	107,500		
聴覚障害者情報提供施設（注1）	139,900		
生活保護分野	救護施設	11,600	
	更生施設	11,600	
	授産施設	5,500	
	宿所提供施設	4,800	
社会事業授産施設	5,500		
婦人保護施設（注2）	9,100		
婦人保護施設における心理療法室整備加算（注1）	67,900		
職員養成施設	6,200		
地域交流スペース（注1）	43,400		
地域交流スペース（防災拠点型）（注1）	61,000		
有料老人ホーム	14,100		
上記以外の施設	機構が必要と認められた額		

- （注1） 1施設当たりの単価となります。
（注2） 1世帯当たりの単価となります。
（注3） 1グループケア当たりの単価となります。
（注4） 1支援単位当たりの単価となります。

- ※1 保育所に分園を設置する場合には、保育所の基準を適用します。
※2 補助金の算定において「都市部における社会福祉施設の整備の促進について（平成17年10月5日社援発第1005011号）」が適用されている場合には、上記の単価に1.08を乗じて得た額とし、その額に100,000円未満の端数があるときには四捨五入します。

1
福祉貸付
事業の概要2
融資の対象3
融資の流れ4
融資限度額の
計算方法5
融資条件6
融資条件の
優遇措置
一覧表7
融資条件の
優遇措置8
定員1人(1施設)
あたりの基準単価
(2019年度)9
協調融資制度10
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧11
受託金融機関
一覧12
団体信用生命
保険特約制度

9 協調融資制度

社会福祉法人及び医療法人等（以下「借入希望者」という。）が施設整備をする場合に資金調達を円滑に行えるようにするため、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）では民間金融機関と連携して融資を行う制度を運用しています。民間金融機関からの資金調達が必要な場合は当該制度をご活用ください。

● 民間金融機関との協調融資制度の概要

1 目的

機構と民間金融機関が「福祉医療貸付事業における事務処理に係る覚書」を締結することで、借入希望者が社会福祉事業施設や医療関係施設に関する事業を計画する際に、民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるようにすることを目的としています。

2 協調融資の定義

協調融資とは、社会福祉法人等が行う社会福祉事業施設や医療法人等が行う医療関係施設の事業に対して機構が融資を行う場合に、機構との覚書を締結した民間金融機関が当該事業に対して併せて融資を行うことをいいます。

なお、貸付けの可否及び貸付条件については、機構と民間金融機関がそれぞれ独自の審査基準に基づき決定します。

3 協調融資制度の対象となる事業

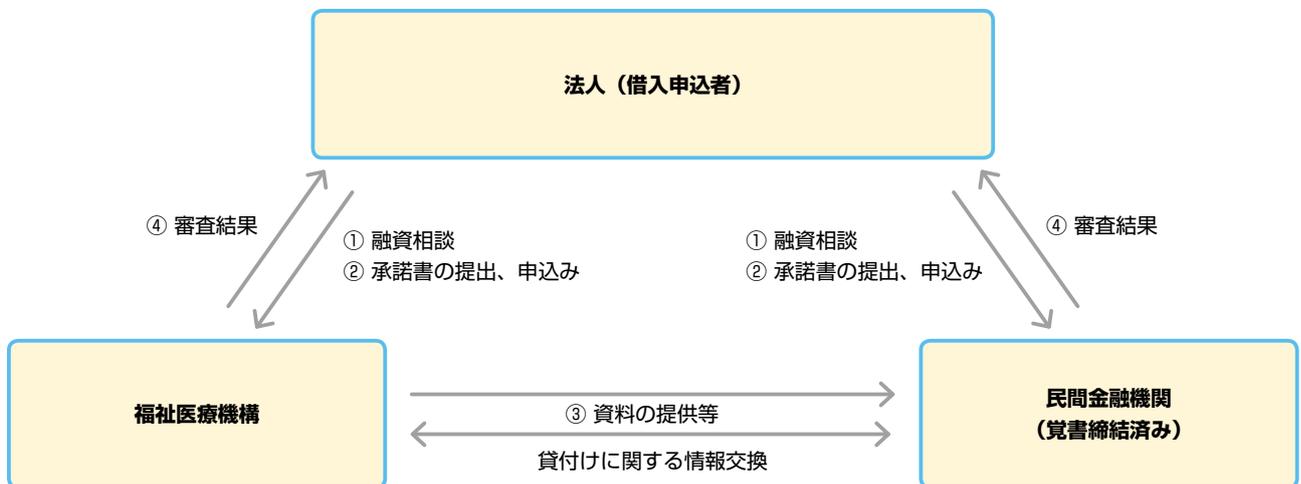
借入希望者が行う、福祉貸付及び医療貸付の対象となる事業を対象とします。

なお、大規模な施設を整備する場合の取扱いについては、P8をご覧ください。

4 協調融資制度利用のメリット

- ① 覚書を締結した民間金融機関においては、借入希望者からの融資相談に対して積極的に対応していただけます。
- ② 借入希望者が社会福祉法人であり、福祉貸付を利用した社会福祉事業施設の整備事業の場合、整備する建物や敷地等の基本財産を民間金融機関に担保に供する場合において、所轄庁の承認が不要となります。

5 手続きの流れ



- ※1 機構と民間金融機関が、「福祉医療貸付事業における事務処理に係る覚書」を締結していることが前提となります。
- ※2 審査の結果、機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。
- ※3 機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

本件に係るお問い合わせ

(制度の仕組み)	(個別の相談)		
	施設の開設地が東日本のお客さま	施設の開設地が西日本のお客さま	NPO 法人のお客さま
福祉医療貸付部事業統括課 TEL (03) 3438-9282	福祉医療貸付部福祉審査課 TEL (03) 3438-9298	大阪支店福祉審査課 TEL (06) 6252-0216	NPO リソースセンター NPO 支援課 TEL (03) 3438-4756

10 協調融資の覚書締結済み金融機関一覧

都道府県名	金融機関名 (順不同)							
都市銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行			
北海道	北海道銀行	北洋銀行	空知信用金庫	旭川信用金庫	北海道信用金庫	稚内信用金庫	室蘭信用金庫	帯広信用金庫
	北門信用金庫	道南うみ街信用金庫	留萌信用金庫	苫小牧信用金庫	北空知信用金庫	北海道労働金庫	大地みらい信用金庫	伊達信用金庫
	釧路信用組合	北見信用金庫	北星信用金庫	木野農業協同組合				
青森県	みちのく銀行	青森銀行	青い森信用金庫					
岩手県	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	北上信用金庫	花巻農業協同組合	花巻信用金庫	一関信用金庫	盛岡信用金庫
宮城県	七十七銀行	仙台銀行	石巻信用金庫	社の都信用金庫	仙南信用金庫	石巻商工信用組合	古川信用組合	
秋田県	秋田銀行	北都銀行						
山形県	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	鶴岡信用金庫	山形信用金庫	米沢信用金庫		
福島県	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	福島信用金庫	二本松信用金庫	須賀川信用金庫	ふくしま未来農業協同組合	ひまわり信用金庫
	会津信用金庫	いわき信用組合	会津商工信用組合					
茨城県	常陽銀行	茨城県信用組合	土浦農業協同組合	水戸信用金庫	結城信用金庫	筑波銀行		
栃木県	栃木銀行	足利銀行	佐野信用金庫	足利小山信用金庫	栃木信用金庫	大田原信用金庫	烏山信用金庫	鹿沼相互信用金庫
	群馬銀行	東和銀行	館林信用金庫	しのめ信用金庫	高崎信用金庫	利根郡都信用金庫	アイオー信用金庫	桐生信用金庫
群馬県	群馬県信用組合							
埼玉県	埼玉信用金庫	飯能信用金庫	武蔵野銀行	青木信用金庫	川口信用金庫			
千葉県	千葉興業銀行	千葉銀行	千葉銀行	房総信用組合	君津信用組合	千葉信用金庫	銚子商工信用組合	館山信用金庫
	東京ベイ信用金庫	銚子信用金庫						
東京都	きらぼし銀行	東京厚生信用組合	東日本銀行	西武信用金庫	東栄信用金庫	青梅信用金庫	西京信用金庫	青和信用組合
	三菱UFJ信託銀行	東京スター銀行	東京東信用金庫	多摩信用金庫	亀有信用金庫	城北信用金庫	さわやか信用金庫	世田谷信用金庫
	巢鴨信用金庫	七島信用組合	足立成和信用金庫	朝日信用金庫	あおぞら銀行	大東京信用組合	昭和信用金庫	東京信用金庫
	城南信用金庫	芝信用金庫	信金中央金庫	商工組合中央金庫				
神奈川県	横浜銀行	湘南信用金庫	さがみ信用金庫	横浜信用金庫	さがみ農業協同組合	川崎信用金庫	平塚信用金庫	かながわ信用金庫
	神奈川県医師信用組合	中栄信用金庫	相愛信用組合	中商信用金庫				
新潟県	北越銀行	第四銀行	大光銀行	三条信用金庫	新潟縣信用組合	協栄信用組合	加茂信用金庫	新潟信用金庫
	長岡信用金庫							
富山県	北陸銀行	富山第一銀行	富山県信用組合	富山銀行	富山信用金庫	高岡信用金庫	氷見伏木信用金庫	砺波信用金庫
	富山県医師信用組合							
石川県	金沢信用金庫	北國銀行	のと共栄信用金庫	興能信用金庫	石川県信用農業協同組合連合会	石川県医師信用組合	鶴来信用金庫	
福井県	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	福井市南部農業協同組合	越前信用金庫			
山梨県	山梨中央銀行	山梨信用金庫	山梨県信用農業協同組合連合会	甲府信用金庫	山梨県民信用組合	都留信用組合	フルーツ山梨農業協同組合	
長野県	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫	松本信用金庫	長野県信用組合	諏訪信用金庫
岐阜県	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	東濃信用金庫	関信用金庫	大垣西濃信用金庫	高山信用金庫	飛騨信用組合
	八幡信用金庫							
静岡県	静岡銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか信用金庫	掛川信用金庫	浜松磐田信用金庫	遠州信用金庫	島田信用金庫
	富士宮信用金庫	三島信用金庫	沼津信用金庫	スルガ銀行	焼津信用金庫	静岡信用金庫	静岡県医師信用組合	静岡県信用農業協同組合連合会
	富士信用金庫	御殿場農業協同組合	とびあ浜松農業協同組合					
愛知県	岡崎信用金庫	蒲郡信用金庫	愛知信用金庫	碧海信用金庫	豊橋信用金庫	豊田信用金庫	愛知銀行	西尾信用金庫
	中京銀行	いちい信用金庫	名古屋屋銀行	海部東農業協同組合	東春信用金庫	知多信用金庫	豊川信用金庫	瀬戸信用金庫
	中日信用金庫	半田信用金庫	愛知県信用農業協同組合連合会	尾西信用金庫				
三重県	三重銀行	百五銀行	桑名三重信用金庫	北伊勢上野信用金庫				
滋賀県	滋賀銀行	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀中央信用金庫	甲賀農業協同組合	滋賀県信用組合		
京都府	京都銀行	京都信用金庫	京都北都信用金庫	京都中央信用金庫	京都府信用農業協同組合連合会			
大阪府	関西みらい銀行	大阪シティ信用金庫	池田泉州銀行	近畿労働金庫	大阪信用金庫	北おおさか信用金庫	大阪商工信用金庫	枚方信用金庫
	大正銀行	大阪南農業協同組合	近畿産業信用組合	北河内農業協同組合				
兵庫県	中兵庫信用金庫	但馬銀行	みなと銀行	播州信用金庫	西兵庫信用金庫	姫路信用金庫	但馬信用金庫	神戸信用金庫
	兵庫県信用組合	兵庫六甲農業協同組合	但陽信用金庫	淡路信用金庫	日新信用金庫	兵庫信用金庫	兵庫県信用農業協同組合連合会	
奈良県	南都銀行	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良信用金庫	奈良県農業協同組合			
和歌山県	紀陽銀行	きのくに信用金庫						
鳥取県	鳥取銀行	米子信用金庫	鳥取信用金庫					
島根県	山陰合同銀行	島根中央信用金庫	島根県信用農業協同組合	島根銀行				
岡山県	中国銀行	トマト銀行	吉備信用金庫	笠岡信用組合	玉島信用金庫	おかやま信用金庫	備前信用金庫	備北信用金庫
	日生信用金庫	津山信用金庫	津山信用金庫					
広島県	広島銀行	しまなみ信用金庫	広島みどり信用金庫	もみじ銀行	広島信用金庫	信用組合広島商銀	呉信用金庫	
山口県	山口銀行	西京銀行	萩山口信用金庫	西中国信用金庫				
徳島県	阿波銀行	徳島銀行	徳島信用金庫					
香川県	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫				
愛媛県	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫					
高知県	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫					
福岡県	福岡銀行	西日本シティ銀行	福岡ひびき信用金庫	筑邦銀行	遠賀信用金庫	北九州銀行	筑後信用金庫	九州労働金庫
	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫					
長崎県	十八銀行	親和銀行	たちばな信用金庫					
熊本県	肥後銀行	熊本銀行	熊本県信用組合	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫	天草信用金庫		
大分県	大分銀行	大分県信用組合	大分みらい信用金庫	豊和銀行	べっぴん農業協同組合	大分信用金庫		
宮崎県	宮崎銀行	宮崎太陽銀行						
鹿児島県	鹿児島銀行	奄美大島信用金庫	奄美信用組合	南日本銀行	鹿児島相互信用金庫	鹿児島信用金庫	鹿児島県信用農業協同組合連合会	鹿児島県信用農業協同組合連合会
	あいら農業協同組合							
沖縄県	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行	コザ信用金庫				
合計	368機関							

- 1 福祉貸付事業の概要
- 2 融資の対象
- 3 融資の流れ
- 4 融資限度額の計算方法
- 5 融資条件
- 6 融資条件の優遇措置一覧表
- 7 融資条件の優遇措置
- 8 定員1人(1施設)あたりの基準単価(2019年度)
- 9 協調融資制度
- 10 協調融資の覚書締結済み金融機関一覧
- 11 受託金融機関一覧
- 12 団体信用生命保険特約制度

※協調融資の覚書締結済み金融機関一覧の最新版は、当機構のホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp>) をご覧ください。

11 受託金融機関一覧

都道府県名	金融機関名 (順不同)								
都市銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行				
北海道	北海道銀行	北洋銀行	北海道信用金庫	室蘭信用金庫	空知信用金庫	苫小牧信用金庫	北門信用金庫	北空知信用金庫	
青森県	青森銀行	みちのく銀行	東奥信用金庫	青い森信用金庫					
岩手県	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	盛岡信用金庫	宮古信用金庫	一関信用金庫	花巻信用金庫	岩手県医師信用組合	
宮城県	七十七銀行	仙台銀行	杜の都信用金庫	宮城第一信用金庫	石巻信用金庫	仙南信用金庫			
秋田県	秋田銀行	北都銀行	秋田信用金庫						
山形県	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	山形信用金庫	米沢信用金庫	鶴岡信用金庫	山形県医師信用組合		
福島県	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	会津信用金庫	郡山信用金庫	白河信用金庫	須賀川信用金庫	ひまわり信用金庫	
茨城県	常陽銀行	筑波銀行	水戸信用金庫	茨城県信用組合					
栃木県	足利銀行	栃木銀行	栃木信用金庫	鹿沼相互信用金庫	大田原信用金庫				
群馬県	群馬銀行	東和銀行	高崎信用金庫	桐生信用金庫	アイオー信用金庫	利根郡信用金庫	館林信用金庫	北群馬信用金庫	
埼玉県	武蔵野銀行	埼玉信用金庫	川口信用金庫	青木信用金庫	飯能信用金庫	埼玉県医師信用組合			
千葉県	千葉銀行	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉信用金庫	銚子信用金庫	東京ベイ信用金庫	館山信用金庫	佐原信用金庫	
東京都	きらぼし銀行	みずほ信託銀行	新生銀行	東日本銀行	東京スター銀行	朝日信用金庫	さわやか信用金庫	東京シティ信用金庫	
	芝信金庫	東京東信用金庫	亀有信用金庫	足立成和信用金庫	西京信用金庫	西武信用金庫	東京信用金庫	城北信用金庫	
	瀧野川信用金庫	巣鴨信用金庫	青梅信用金庫	多摩信用金庫	昭和信用金庫	商工組合中央金庫			
神奈川県	横浜銀行	神奈川銀行	横浜信用金庫	かながわ信用金庫	湘南信用金庫	川崎信用金庫	平塚信用金庫	さがみ信用金庫	
	中栄信用金庫	神奈川県医師信用組合	神奈川県歯科医師信用組合						
新潟県	第四銀行	北越銀行	大光銀行	新潟信用金庫	三条信用金庫	上越信用金庫	新潟県信用組合		
富山県	北陸銀行	富山銀行	富山第一銀行	富山信用金庫	高岡信用金庫	にいかわ信用金庫	氷見伏木信用金庫	富山県医師信用組合	
石川県	北國銀行	金沢信用金庫	のと共栄信用金庫	北陸信用金庫	鶴来信用金庫	興能信用金庫	石川県医師信用組合		
福井県	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	敦賀信用金庫	越前信用金庫	福井県医師信用組合			
山梨県	山梨中央銀行	甲府信用金庫	山梨信用金庫	都留信用組合					
長野県	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	松本信用金庫	上田信用金庫	諏訪信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫	
岐阜県	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	大垣西濃信用金庫	高山信用金庫	東濃信用金庫	関信用金庫	岐阜商工信用組合	
静岡県	静岡銀行	スルガ銀行	清水銀行	静岡中央銀行	静岡信用金庫	静清信用金庫	浜松磐田信用金庫	沼津信用金庫	
	三島信用金庫	富士宮信用金庫	島田信用金庫	焼津信用金庫	掛川信用金庫	富士信用金庫	遠州信用金庫	静岡県医師信用組合	
愛知県	愛知銀行	名古屋銀行	中京銀行	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫	いちい信用金庫	瀬戸信用金庫	半田信用金庫	
	知多信用金庫	豊川信用金庫	豊田信用金庫	碧海信用金庫	西尾信用金庫	蒲郡信用金庫	中日信用金庫	東春信用金庫	
	尾西信用金庫	愛知県医療信用組合	愛知県医師信用組合						
三重県	三重銀行	百五銀行	第三銀行	津信用金庫	北伊勢上野信用金庫	桑名三重信用金庫			
滋賀県	滋賀銀行	滋賀中央信用金庫	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀県信用組合				
京都府	京都銀行	京都信用金庫	京都中央信用金庫	京都北都信用金庫					
大阪府	関西みらい銀行	池田泉州銀行	大正銀行	大阪信用金庫	大阪シティ信用金庫	大阪商工信用金庫	永和信用金庫	北おおさか信用金庫	
	大阪府医師信用組合								
兵庫県	但馬銀行	みなと銀行	姫路信用金庫	播州信用金庫	兵庫信用金庫	尼崎信用金庫	日新信用金庫	淡路信用金庫	
	但馬信用金庫	西兵庫信用金庫	中兵庫信用金庫	但陽信用金庫	兵庫県医療信用組合	兵庫県信用組合	淡陽信用組合		
奈良県	南都銀行	奈良信用金庫	大和信用金庫	奈良中央信用金庫					
和歌山県	紀陽銀行	きのくに信用金庫	和歌山県医師信用組合						
鳥取県	鳥取銀行	鳥取信用金庫	米子信用金庫	倉吉信用金庫					
島根県	山陰合同銀行	島根銀行	日本海信用金庫	島根中央信用金庫					
岡山県	中国銀行	トマト銀行	おかやま信用金庫	水島信用金庫	津山信用金庫	玉島信用金庫	吉備信用金庫		
広島県	広島銀行	もみじ銀行	広島信用金庫	呉信用金庫	しまなみ信用金庫	広島県信用組合			
山口県	山口銀行	西京銀行	西中国信用金庫						
徳島県	阿波銀行	徳島銀行	徳島信用金庫						
香川県	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫					
愛媛県	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫	東予信用金庫					
高知県	四国銀行	高知銀行	高知信用金庫	幡多信用金庫					
福岡県	福岡銀行	筑邦銀行	西日本シティ銀行	北九州銀行	福岡中央銀行	福岡ひびき信用金庫	大川信用金庫	遠賀信用金庫	
	福岡県医師信用組合								
佐賀県	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫	佐賀信用金庫	佐賀県医師信用組合				
長崎県	十八銀行	親和銀行	長崎銀行	たちばな信用金庫	長崎県医師信用組合				
熊本県	肥後銀行	熊本銀行	熊本信用金庫	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫	熊本県医師信用組合			
大分県	大分銀行	豊和銀行	大分信用金庫	大分みらい信用金庫	大分県信用組合				
宮崎県	宮崎銀行	宮崎太陽銀行	高鍋信用金庫						
鹿児島県	鹿児島銀行	南日本銀行	鹿児島信用金庫	鹿児島相互信用金庫	奄美大島信用金庫	鹿児島県医師信用組合			
沖縄県	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行	コザ信用金庫					
合計	344 機関								

※受託金融機関一覧の最新版は、当機構のホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp>) をご覧ください。

12 団体信用生命保険特約制度

●「団体信用生命保険特約制度」のご案内

団体信用生命保険特約制度とは独立行政法人福祉医療機構（以下、「機構」という。）から融資を受けた方が、その債務を全額返済しないうちに、死亡又は所定の高度障害状態になった場合に、保険契約者である公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下、「試験センター」という。）が、借入金の残額を機構に弁済するものです。

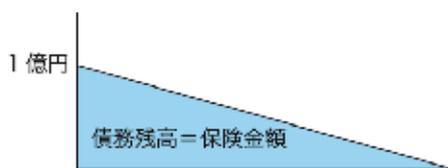
この保険制度はあくまでも任意加入ですが、お客さまにとってメリットも多く、お客さまに対するサービスのひとつとしてご案内しているものです。

返済リスクの低減にお役に立つものと思いますので、ぜひご加入をお勧めいたします。

【融資期間に合わせた負担で、大きな安心】

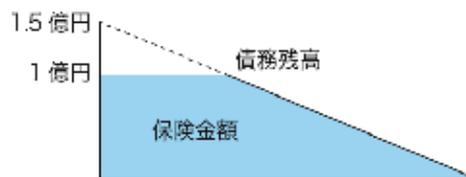
- ご融資額、ご融資期間だけを対象とする保険ですので、特約料は無駄がありません。つまり返済が進めば特約料も少なくなっていきます。
- 機構の福祉・医療貸付において個人融資又は医療法人、NPO 法人、社会福祉法人（※）の連帯保証人として融資を受けられた方だけが加入できる掛け捨ての団体保険です。
- 最高保障額は 1 人あたり通算で 1 億円までです。

（例）〈借入額が 1 億円以内の場合〉



☆債務残高と保険金額が等しくなります

〈借入額が 1 億円を超える場合〉



☆当初 1 億円まで保障し、それ以降債務残高が 1 億円以下になれば債務残高と保険金額が等しくなります。債務残高の減少に応じて保険金額が少なくなります。

【ご加入の手続きは簡単】

- 申込書類（3 種類）をお渡しいたしますので、申込書類（3 種類）の必要事項を必ずご本人が自筆でご記入・押印のうえ、返信用封筒で試験センターへご送付ください。

（ただし、保険金額が通算で 5,000 万円以上の方には別途所定の「健康診断書」を提出いただいております。）

- 機構の福祉・医療貸付において融資を受けている個人又は医療法人等の連帯保証人のうち、次の要件を満たしている方がご利用できます。

- ① 借入額または未償還元金が 500 万円以上であること
- ② 保障開始日現在、満 20 歳以上満 66 歳未満であること
- ③ 生命保険会社の加入の承諾があること
- ④ 以下の連帯保証人の加入資格を満たしていること（※）
 - ・ 賦払債務者である法人が信用保証協会法第 20 条（中小企業信用保険法第 2 条）に定める中小企業者に該当する常時使用する従業員（非常勤職員を除く）の数が 300 人以下の医療法人又は 100 人以下の NPO 法人若しくは社会福祉法人であること
 - ・ 賦払債務者である法人の業務執行について代表権を有する者（定款等により特にその法人を代表すべき者を定めている場合はその者に限る）であること（2 人以上いる場合にはそのうち 1 人のみとする）

< Q & A >

Q1. 団体信用生命保険特約制度と一般の生命保険とどこが違うのですか？

A1. 一般の生命保険は、ご家族の生活安定や老後のためのものですが、この団体信用生命保険特約制度は、ご遺族の方に債務を残さないためのものです。

Q2. 病気があると加入できないのですか？

A2. 傷病歴等がある方を全てお断りするものではありません。「団体信用生命保険申込書兼告知書」のご記入内容により加入の可否を決定することになりますので、ありのまま正確にご記入ください。なお、告知内容によっては、医師の診断書を提出していただくことになります。

詳細については、【団体信用生命保険特約制度】のご案内をご確認下さい。

お問い合わせ先

（保険契約者）

顧客業務部 顧客業務課

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 福祉第一部 福祉第一課

TEL : 03-3438-9939

TEL : 03-3486-7511

1
福祉貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
融資の流れ

4
融資限度額の
計算方法

5
融資条件

6
融資条件の
優遇措置
一覧表

7
融資条件の
優遇措置

8
定員 1 人 (1 施設)
あたりの基準単価
(2019 年度)

9
協調融資制度

10
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

11
受託金融機関
一覧

12
団体信用生命
保険特約制度

融資の相談窓口

● 直接貸付

直接貸付の対象となる融資のご相談とお申込みにつきましては、施設の開設地などによって次のとおりとなります。

●施設の開設地が東日本のお客さま

(石川県、岐阜県、三重県より東の地域)
本部 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係

●施設の開設地が西日本のお客さま

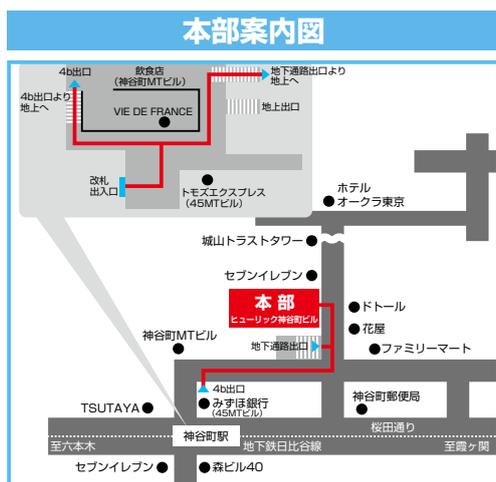
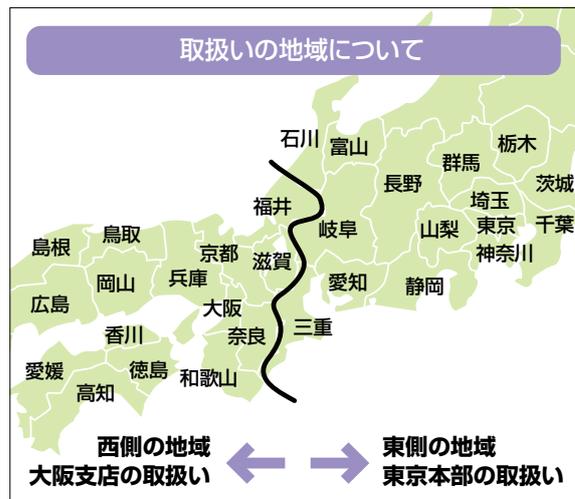
(福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域)
大阪支店 福祉審査課 融資相談係

●NPO法人のお客さま

本部 NPO リソースセンター NPO 支援課

※代理貸付についてはP4を参照してください。

※病院等医療関連施設に対する融資については、別途「2019年度 医療貸付事業 融資のごあんない」をご用意しております。



本部
〒105-8486
東京都港区虎ノ門 4-3-13 (ヒューリック神谷町ビル9階)
◎福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係
TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0659
◎NPO リソースセンター NPO 支援課
TEL (03) 3438-4756
FAX (03) 3438-0218
地下鉄：日比谷線神谷町駅 (虎ノ門方面4番出口) より徒歩3分
J R：新橋駅又は浜松町駅よりタクシー約10分



大阪支店
〒541-0054
大阪府大阪市中央区南本町 3-6-14 (イトッビル3階)
◎福祉審査課 融資相談係
TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240
地下鉄：御堂筋線・中央線本町駅下車徒歩3分 (イトッビル連絡口方面9番出口)

独立行政法人福祉医療機構ホームページアドレス
<https://www.wam.go.jp/hp>



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

